

## 産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領 改正の概要

### 1 レンタル車両の取扱いについて

災害という産業廃棄物収集運搬業者の責めに帰す事由ではなく、収集運搬車両が使用できなくなった場合において、事業継続の観点から、その取扱いについて所要の改正を行いました。

### 2 欠格条項改正等による登記されていないことの証明書の取扱いについて

- (1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律等が令和元年12月14日から施行されたことに伴い、所要の改正を行いました。
- (2) 登記されていないことの証明書の記載について、所要の改正を行いました。

### 3 低濃度PCB廃棄物の取扱いについて

PCB廃棄物に係る関係法令の改正により、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等が新たに低濃度PCB廃棄物となったことに伴い、許可証の記載について、所要の改正を行いました。

### 4 優良産廃処理業者認定制度の運用について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正により、許可の更新期限の到来を待たずに優良産廃処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことについて、所要の改正を行いました。

### 5 石綿含有廃棄物の取扱いについて

石綿含有廃棄物の取扱いの有無に関する許可証の記載について、含む旨のみ記載することとしたため、所要の改正を行いました。

### 6 その他

表現の明確化等の改正を行いました。

### 【施行期日】

令和2年4月1日